



尼崎市エネルギーの地産地消促進事業に係る
パートナー事業者選定公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

尼崎市経済環境局環境部環境創造課

本要領は、「尼崎市エネルギーの地産地消促進事業」の実施にあたり、本市とともに取り組むパートナー事業者の募集及び選定に関し、必要な事項を定める。

1 事業目的

「尼崎市エネルギーの地産地消促進事業」は、尼崎市立クリーンセンター第2工場（以降、「クリーンセンター」という。）で発電した余剰電力を市が指定する公共施設及び尼崎市内の需要家に供給することで、電力の地産地消を実現するとともに、CO2排出量の削減を目指すものである。

2 事業内容

(1) 事業名 尼崎市エネルギーの地産地消促進事業

(2) 事業内容

「尼崎市エネルギーの地産地消促進事業仕様書」のとおり

(3) 事業実施期間（準備期間含む）

協定締結日から令和9年3月31日まで

※ただし、協定締結日から令和8年3月31日までは、市内需要家確保や公共施設への電力供給準備等、取組開始に向けた準備期間とする。

※特段の事情がない限り、更新により令和13年3月31日まで事業実施可能とする。

3 プロポーザル参加資格要件

次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者、または、名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者

ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(2) 仕様書に定める業務について単独で業務遂行能力を有する者。但し、単独で本業務が担えない場合であっても、適正に業務を遂行できる企業グループ（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することは可能とする。その場合、参加表明書の提出時まで企業グループを結成し、代表者を定め、他の者は構成企業として参加するものとする。また、企業グループの構成企業は、他の企業グループの構成企業となること、又は、単独で本プロポーザルに参加することはできない。

(3) 国税、地方税等を完納している者

(4) 清掃工場で発電された余剰電力の買取実績がある者

(5) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 本市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者

エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

(ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)

(オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

(カ) 破産者で復権を得ない者

(キ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第2条第1項の規定に基づき電気事業法第2条の2の登録を受けたとみなされる者。なお、企業グループで参加する場合においては、小売電気事業者として登録されている者を含むこと

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 本要領を遵守しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 応募資格を欠いていることが判明した場合

(5) 応募者の企画提案内容が、市が求める仕様を満たしていない場合

(6) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

5 実施スケジュール(予定)

(1) 公募開始 令和7年4月11日(金曜日)

(2) 質問受付期限 令和7年5月9日(金曜日) 17時必着

(3) 質問への回答 令和7年5月14日(水曜日) 17時まで

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和7年5月16日（金曜日）17時必着 |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和7年5月23日（金曜日）17時必着 |
| (6) 第1次審査（書面審査） | 令和7年5月28日（水曜日） |
| (7) 第2次審査（プレゼンテーション） | 令和7年5月30日（金曜日） |
| | ※時間、場所は追って連絡します。 |
| (8) 選定結果通知、公表 | 令和7年6月6日（金曜日） |

6 応募の手続き

(1) 参加表明書の提出

プロポーザルに応募を希望する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和7年5月16日（金曜日）17時必着

イ 提出方法及び提出先

次の宛先に電子メール、郵送又は持参にて提出すること。

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

メールアドレス： ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

ウ 受領確認

市は、参加表明書を受領した際、応募者あてに電子メールにて受領確認の通知を行う。

エ 提出様式

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 企業グループ構成申請書（様式第2号）

※ 様式第2号は複数事業者で共同提案を行う場合のみ提出が必要

(2) 質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。

ア 質問受付期限

令和7年5月9日（金曜日）17時必着 ※期限を過ぎた問い合わせには回答しない。

イ 質問の受付

質疑書（様式第3号）により、次の問い合わせ先に電子メールで送付すること。

【問い合わせ先】 尼崎市経済環境局 環境部 環境創造課

メールアドレス： ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

ウ 質問への回答

原則として、質問があった日の翌々日（土曜日、日曜日、祝日を除く）に、市のホームページへの掲載により回答することとし、最終的には令和7年5月14日（水曜日）17時までに全ての質問に回答する。ただし、質問者が特定できる内容や質問者の機密事項に係る内容等、他の質問者への共有ができないような内容には回答しない。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出

応募者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 提案書 表紙（様式第4号）

(イ) 企画提案書 ※様式は問わない

企画提案書はA4サイズ版（縦置き、横置きどちらでも可）とし、合計で30枚以内とする。また、仕様書にて市が求めている要件について対応できていることに言及した上で、次のことについて記載すること。

① 事業の実施内容

クリーンセンターの余剰電力の買取りや販売、自己託送開始の手続きや開始後の需給管理、クリーンセンターの余剰電力を供給する市内事業者の募集や供給方法等、どのように事業を行うかを記載すること。

② 事業開始までのスケジュール

事業開始までのスケジュールを記載すること。なお、スケジュールについては、需要家（市内事業者）への電力供給や公共施設への自己託送開始に必要な期間を十分考慮したうえで記載すること。

③ 事業実施体制

本事業推進のための体制、不具合等発生時の対応について記載すること。

④ 本事業実施に向けた工夫

本事業の適切な実施に向けた工夫等があれば記載すること。

(ウ) 会社概要及び業務実績書（様式第5号）

記載欄にある各種実績は、受託件名を記載し、証明できる記事 HP 等を添付すること。また、企業グループで参加する場合は、構成企業がそれぞれ1通作成し提出すること。

(エ) 市税に未納がないことの証明書（応募者の所在地の市区町村税に未納の額がないことを証明する書類）

(オ) 消費税納税証明書（税務署で交付される未納の額がないことを証明する書類）

(カ) 売電供給提案価格（様式第6号）

余剰電力売却価格、公共施設への電力供給価格、自己託送に係る受給管理単価、市内事業者への電力供給価格を記載すること。

イ 提出期限

令和7年5月23日（金曜日）17時必着

※持参により直接提出する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日9時～17時の時間帯に受け付ける。

※提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式第7号）を期日までに提出すること。

ウ 提出方法及び提出先

次の宛先に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること）又は持参にて提出すること。なお、提出物は書類（サイズはA4版）にて提出すること。

【提出先】

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

メールアドレス： ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

エ 提出部数

(3) アの提出書類を9部（カラー）と電子データを提出すること。

オ 書類作成・提出上の留意事項

受領後の企画提案書等の加除は、原則不可とする。

7 選定方法及び審査基準について

(1) 選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査する。提案内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を行い、本事業に最も適切な事業者を優先交渉権者として選定する。応募者が1者のみであった場合でも、公募は成立することとし、審査会が設定する基準を上回った場合は、優先交渉権者とする。

(2) 第1次審査（書類審査）

応募事業者が5者を超える場合は、第1次選定として書類審査を実施し、上位5者を選定する。

ア 実施予定日 令和7年5月28日（水）

イ 審査

提出された企画提案書等を次の審査項目に基づき審査し、上位5者を第2次選定の対象とする。

(ア) 事業実施者の信頼性

(イ) 業務実績

ウ 結果通知

応募事業者全員に選定結果を電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 日時及び場所

(ア) 実施予定日 令和7年5月30日（金）（詳細な時間は別途通知）

(イ) 実施場所 尼崎市役所（詳細な場所は別途通知）

(ウ) その他

プレゼンテーション審査の日時・場所については、市から応募者あてに電子メールで連絡する。なお、プレゼンテーション審査への参加者は、5名以内とし、質問に責任をもって回答できる者を含むこととする。プレゼンテーション審査時における回答についても評価の対象とし、後日の訂正は認めないものとする。

イ プレゼンテーション審査の内容

(ア) プレゼンテーション審査は1者ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施する。

(イ) 説明時間は20分以内とし、説明内容は企画提案書に基づくものとする。なお、追加資料の提出は認めない。

(ウ) 質疑応答時間は20分程度とする。なお質疑応答については現場での受け答えのみとし、後日の回答は認めない。

(エ) プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は応募者で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては市で準備する。

ウ プレゼンテーション審査を欠席した場合

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、事業実施の意思がないものとみなし、原則として、優先交渉権者として選定しないものとする。

エ 審査の実施

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を表1の審査項目に基づき審査し、合計点が最も高かった者を優先交渉権者として選定する。

- (ア) 事業実施者の信頼性
- (イ) 業務実績
- (ウ) 業務執行能力
- (エ) 価格
- (オ) 事業実施に係る技術提案

なお、合計得点が最も高い者が2者以上ある場合は、(ア)～(オ)の審査項目のうち(エ)(オ)の合計得点が高い者を優先交渉権者とする。(エ)(オ)の合計得点においても差がつかず、なお2者以上ある場合は、抽選により優先交渉権者を決定する。

オ 審査結果の通知

審査結果については、すべての応募事業者に書面にて個別に通知する。ただし、得点の内訳等については開示せず、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

8 協定の締結

優先交渉権者は、本事業の内容に係る協議を行い、内容を確定させた上で本事業に関する協定を本市と尼崎信用金庫と締結するものとする。但し、協議が整わないと市が判断した場合、協定の締結は行わない。

また、優先交渉権者に次の事態が生じたときは、審査時の合計得点が高かった者の順に協議を行い、協定締結の相手方を決定する。ただし、審査会が設定する基準に満たなかった者については優先交渉権者の対象外とする。

- (1) 協定の締結を辞退したとき
- (2) 協定締結時まで本要領に定める応募資格を欠いていることが判明したとき
- (3) 協定締結時まで本要領に定める失格の要件に該当していることが判明したとき
- (4) 協定締結に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- (5) その他やむを得ない事情で協定の締結に至らなかったとき

9 その他

- (1) プロポーザルの応募に関する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 応募者が提出できる企画提案書は1提案のみとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、応募者に無断での利用はしない。ただし、本審査の手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において企画提案書等の複製、保存等を行う。また、優先交渉者の提案内容については、協議の上、概要を公開する。
- (5) 企画提案書等の提出後、審査により優先交渉者が選定されるまでは、提案辞退届（様式第7号）により参加辞退ができるものとする。
- (6) 優先交渉権者が協定締結後に応募資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないことと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど受託者としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除できるものとする。

10 問い合わせ先

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

担当：松井

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

電話番号：06-6489-6301

FAX番号：06-6489-6300

メールアドレス：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

表 1

大項目	評価項目	配点
事業実施者の信頼性	① 事業者の事業規模は適切か	10
	② 事業者の保有技術者は適切か	
	③ 事業者の経営状況は良好か	
	④ 事業者の発電規模は適切か	
業務実績	① 電力小売事業の実績年数は適切か	10
	② 自己託送の実績（支援含む）は適切か	
業務執行能力	① 実施体制は電力の買取り、自己託送開始の手続き、需給管理、需要家への販売とその他支援ができる体制となっているか	15
	② 業務工程は具体的な実施フロー、実施手順が示されており、無理のない適切な工程が組み込まれているか	
	③ リスク管理について、事業実施中に発生するリスクを適正に捉え、これに対応できる提案となっているか	
価格	① 余剰電力買取価格は適切か	35
	② 公共施設への電力供給価格は費用対効果に優れているか	
	③ 市内事業者への電力供給価格は妥当か	
事業実施に係る技術提案	① 自己託送を適切に実施するための工夫があるか	30
	② 地産地消を適切に実施するための工夫があるか	
	③ その他事業を適切に実施するための工夫があるか	
	合 計 点	100